村政こん談会

観光客急増対策などで活発な話し合い

沢海地区

地区がかかえている問題を村と地区住民がいっしょになって考える村政こん談会が、一月二十六日に沢海地区で行われ、会場となった農村環境改善センターには住民三十六人が集まり、活発な話し合いがされました。

◎北方文化博物館の観光客急増対策

住民＝関越自動車道の開通を契機に北方文化博物館を訪れる観光客が急増し、住民生活への影響も起きている。今後の対策は。

村＝昨年十月の関越自動車道の全線開通による観光客は、十月実績で七万人と前年度より四十五％増と大幅な増加となり、道路に大型バスが連なる状態が続き、住民の出入りさえできない有様で、早急に対応が迫られている。

当面は、県道と村中道に消雪パイプの設置の検討をしている。さらに、恒久的には県道のバイパスと駐車場設置を検討すべきと考えている。

このほか、ゴミステーションの清掃、大堀の安全施設、保育料、学校の皆勤賞などが話題になりました。

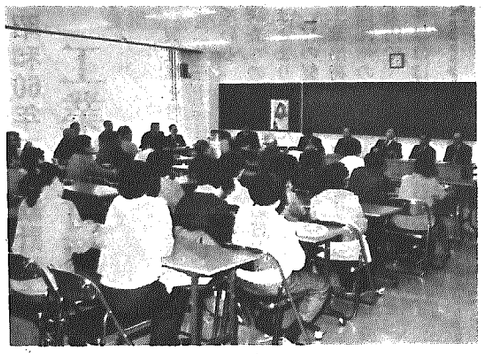

女性参加者が多く生活に密着した話題もたくさんでていました

昭和六十年新潟県新規卒業者実態調査

高い県内就職率

――村内の高校卒業生――

このほど、高等学校卒業生を対象とした新潟県新規卒業者実態調査の結果が発表されました。

それによると、本村の昨年の卒業生は八十七人で進路状況は別表のとおりです。昨年は、県平均と比べ就職率が大幅に高く、専修学校等への入学率は低くなっていますが、例年では大体同程度の数字となっています。

横越村の特徴としては、県内への就職率が高いことです。それも、新潟市を中心として、亀田町・新津市などの新潟圏内への就職率が高く、県内就職者五十五人のうち五十二人を占めており、その結果として通勤率も高くなっています。また、約一割を占める県外就職者も村から比較的交通の便の良い関東地方に集中しています。

村内の雇用能力が小さいため、地元への就職率は低くなっています。村としては、暮し良い環境を造るとともに、工場誘致などにより、雇用の場を確保し、働くにも便利な村づくりに努力する方針です。

（別　表）
昭和60年
高校卒業生の進路状況

（％）

	村	県平均
就職率	72.4	52.1
県内就職率	87.3	69.7
地元就職率	6.3	37.0
通勤率	84.1	64.9
進学率	16.1	19.0
専修学校等入学率	8.0	26.2
その他	3.5	2.7

文化講演会

演題　これからの政局と日本経済
講師　小浜維人（NHKアナウンサー）
期日　3月27日（木）午後1時50分より
会場　横越村商工会館
※　入場無料です。多数の方の聴講を。
主催　横越村商工会
協賛　新栄横越支店友の会

建築物を災害から守ること
それは、私たちの生命を守ること
3月7日から13日は建築物防災週間です

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産課税台帳の縦覧をいたします。

特に、昨年中に、土地、家屋などに移動のあった方は、是非この機会にご自分の固定資産を確認してください。

縦覧のできる人は、所有者とその家族、納税管理人、法人の社員、代理人（所有者の委任状が必要です。）に限られます。

期間　3月1日から20日まで（日曜日を除く）
時間　午前8時30分から午後5時、土曜日は正午まで
場所　横越村役場税務課

亀田駅前自転車置場の使用申込み受付

◎申し込み期間
3月11日から20日まで
◎申し込み先
横越村役場経済課
○登録台数　23台
○3月下旬に抽選予定
○登録有効期間
61年4月1日～62年3月31日
○手数料　一件　一〇〇円

シートベルト100％着用運動

昭和61年2月1日(土)～3月31日(月)

新しい年金制度　最終回

(障害)(年金)(と)(遺)(族)(年金)

障害年金

① 障害基礎年金

▼支給要件

国民年金に加入している間に病気またはけがによって医師の診察を受け、一定の障害状態になった人に支給されます。ただし、初診日前に保険料を納めていた期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の三分の二以上あることが必要です。

また、二十歳前の傷病によって障害となった人についても、二十歳に達した時から障害基礎年金が支給されます（従前は障害福祉年金が支給されていました）。

▼年金額

年金額は、一級（より重い障害）に該当する人が七十五万円（月額六万二千五百円）二級が六十万円（月額五万円）です。

また、受給権者に十八歳未満の子または二十歳未満で障害のある子（いずれも受給権者によって生計を維持されていることが必要）がいる場合は、二人目まで一人につき十八万円、三人目から一人につき六万円が加算されます。

② 障害厚生年金

▼支給要件

厚生年金保険の加入期間中に病気またはけがによって医者にかかり、一定の障害状態になった人に支給されます。原則として障害基礎年金の上乗せ給付となりますので、初診日前の保険料納付期間が加入期間の三分の二以上ということは、障害厚生年金の受給にも必要です。

▼年金額

年金額は右下の表のようになっています。

障害厚生年金の年金額の計算方法

1級……平均月収×0.075×加入月数×1.25
2級……平均月収0.075×加入月数
3級……（2級と同じ。ただし最低保障額45万円）
障害手当金（一時金）……平均月収×0.075×加入月数×2（最低保障額90万円）
（注1）1級、2級は障害基礎年金の上乗せとなる。
（注2）加入月数が300月に満たないときは300月とする。

遺族年金

① 遺族基礎年金

▼支給要件

被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡した時に、その人によって生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。（ここで「子」とは、十八歳未満の子または二十歳未満で障害のある子に限ります。）

▼年金額

年金額は、妻に支給される場合は、基本額六十万円に、子が一人のときは十八万円、二人のときは三十六万円、三人以上のときは三十六万円に一人増すごとに六万円を加えた額が加算されます。また、子に支給される場合は、基本額六十万円に、子が二人のときは十八万円、三人以上のときは十八万円に一人増すごとに六万円を加えた額を加算した額を、年金を受ける子の数で割った額。

② 遺族厚生年金

▼支給要件

次のいずれかに該当する人が死亡したときに、その遺族に支払われます。

(i)厚生年金保険に加入している人（加入期間中に初診日のある病気またはけがにより初診日から五年以内に死亡した場合を含む）であって保険料納付期間（免除期間を含む）が加入期間の三分の二以上ある場合。

(ii)一級、二級の障害厚生年金の受給者。

(iii)老齢基礎年金の資格期間を満たしている人が、死亡した場合。

ここでいう遺族とは、遺族基礎年金の支給の対象となる遺族（子のある妻、子）のほか、子のない妻、五十五歳以上の夫・父母、十八歳未満の孫、五十五歳以上の祖父母です。ただし、夫、父母、祖父母は六十歳から支給されます。

▼年金額

年金額は次のように計算されます。

（平均月収×0.075×厚生年金加入月数×3/4）

㊟加入月数が三百月に満たない場合は三百月とする。

なお、夫が死亡した時に三十五歳以上の妻で子がいない場合（夫の死亡当時に十八歳未満の子がいて、その子が十八歳になったときに三十五歳以上になっていた妻を含む）は、四十歳から四十五万円が加算されます。

（以上に掲げた額は、いずれも昭和五十九年度価格）

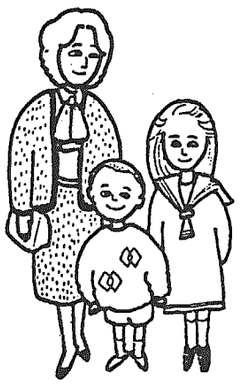

役場業務代行員募集

申し込みは三月十二日まで

◎募集人員
文書送達代行員　一名
役場庁舎日直代行員　一名
◎資格
村内居住者で村内の地域に精通している六十五歳までの健康の方
◎応募
希望申込書・履歴書を添えて、三月十二日(水)まで役場総務課へ提出
※（申込書の用紙は総務課に用意してあります。）
◎面接日
三月十六日（日）
午前九時より受付
会場　役場小会議室
◎業務時期
昭和六十一年四月より
※くわしくは総務課庶務行政係へ

「なんでも相談」のご利用を
3月20日(木)
9：00～4：00
役場村長室